

初等中等教育局

1 教師を取り巻く環境整備について

全ての子供たちにより良い教育を実現するためには、我が国の学校教育の成否を左右する教師に質の高い人材を確保することが必須であり、教職の魅力を抜本的に向上させるため、教師を取り巻く環境整備を進めることが重要です。

令和4年度に実施した教員勤務実態調査においては、前回調査と比較して、全ての職種で、平日・土日ともに在校等時間が減少しているものの、依然として時間外勤務時間の長い教師も多く、取組を加速させていく必要があります。

これらの状況を踏まえ、令和5年5月に、文部科学大臣から中央教育審議会に対し諮問し、学校における働き方改革、学校の指導・運営体制の充実、教師の処遇改善について、1年以上にわたる御議論を経て、令和6年8月に答申を取りまとめていただきました。

答申では、①教師の業務負担・長時間勤務を減らすための学校における働き方改革、②教職員定数の改善等の学校の指導・運営体制の充実、③高度専門職である教師の職務の重要性を踏まえた教師の処遇の改善といった取組を一体的に進めることの重要性と、その実現に向けた様々な具体策が提言されています。

答申に盛り込まれた施策の実現に向けて、教育委員会や学校現場の皆様からの力強い御要望等もいただき、文部科学省としては、令和7年度予算に必要な経費を計上するとともに、今通常国会に給特法（※）等改正法案を提出しました。（※公立の義務教育諸学校等の教育

職員の給与等に関する特別措置法）

これらの予算上、制度上の事項について答申の3つの柱に沿って御説明します。

①「学校における働き方改革」を進めるためには、教育に関わる全ての方々の総力を結集して改革を加速させる必要があります。

国、都道府県、市町村、各学校など、それぞれの主体がその権限と責任に基づき主体的に取り組むこと、また、保護者や地域住民など、社会全体が一丸となって対応していくことが必要です。これまでも様々な取組を総合的に進めていただけてきたところですが、教育委員会においても、学校の設置者として、教職員の勤務監督権者に求められる勤務時間管理や環境整備等の責務を果たし、学校の取組を支援していただくことが求められています。

具体的な制度改正案としては、全ての教育委員会において、教員の業務量の適切な管理と健康・福祉を確保するための措置を実施するための計画の策定・公表を行うこととし、自治体毎の働き方改革の取組方針を明らかにしつつ、その実施状況も公表することで、働き方改革のPDCAサイクルを構築します。また、自治体全体での取組に向けて、総合教育会議に計画や実施状況を報告し、首長部局との連携を推進します。さらに、学校段階では、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）で承認を得る学校運営の基本的な方針に働き方改革の取組を含めることとし、地域の方と、保護者など学校を取り巻く全ての人が協働しながら取組を進める仕組みを構築することとしています。

②「指導・運営体制の充実」については、令和7年度予算において、過去20年で最大となる5,827人の定数改善を計上しました。

具体的には、小学校の教科担任制のための定数を充実し、これまでの高学年に加え4年生にも拡大するとともに、新規採用教師の持ち授業時数を軽減し、新採教師の負担軽減と組織的なサポートを図ります。また、中学校においては、生徒指導担当教師の配置を拡充して

おり、これらの教職員定数の改善を4年間で計画的に推進します。加えて、令和7年度に小学校の35人学級の整備が完了することを踏まえ、令和8年度からは中学校での35人学級の推進にも着手します。

さらに、教師が教師でなくてはできないことに全力投球できるよう、教師の業務負担を軽減するため、教員業務支援員や副校長・教頭マネジメント支援員等の支援スタッフの配置も充実しました。

また、学校の教育活動に関して教職員間や外部との総合調整を担う主務教諭を創設し、若手教師の支援を組織的に行う体制を充実します。

③「教師の処遇改善」については、専門職としての教師に相応しい処遇を実現するため、給特法制定以来約50年ぶりに教職調整額の率を改正し、令和12年度までに10%へと引き上げることとしています。加えて、学級担任への手当の加算や、主務教諭の創設に対応した本給の改善などを通じて、職務や業務負担に応じた処遇改善も進めます。

今般の改革は、全ての子供たちへのより良い教育を実現するため、教師の「働きやすさ」と「働きがい」の両立に向けて、教師の勤務状況を改善し、教師が健康で、専門性を最大限に発揮して子供たちへの教育に邁進できるように、教職の魅力を上向き、教師を取り巻く環境整備を進めるものです。

学校や教師が「変わってきた」という実感を持つことができるように取り組むことが重要であり、引き続き、文部科学省が先頭に立って、教師を取り巻く環境の整備に取り組んでまいりますので、教育委員会の皆様におかれましては更なる取組の推進をお願いいたします。

2 GIGA スクール構想の推進

GIGA スクール構想による1人1台端末やクラウド環境等のデジタル学習基盤は、個別最適な学びと協働的な

学びの一体的な充実に不可欠です。

このため、今年度は1人1台端末の活用頻度の自治体間格差や学校間格差の解消・ネットワーク速度の改善・校務DXを推進します。具体的には、全国に設置した指定校における効果的な端末活用事例の創出及び全国への普及、ネットワークアセスメントの徹底やその結果を踏まえた通信ネットワークの改善、次世代校務DX環境整備の支援等に係る予算を令和6年度補正予算等に盛り込んでおり、全国の学校・教育委員会に対してプッシュ型の支援を継続してまいります。

働き方改革の観点で重要な校務DXについては、昨年12月に「GIGA スクール構想の下での校務DXチェックリスト」に基づく、各自治体等における自己点検結果を公表しました。文部科学省としては、この結果を踏まえながら、取組事例の発信等を通じて、校務DXの取組を後押ししてまいります。

1人1台端末の更新については、端末の故障時等においても子供たちの学びを止めない観点から、予備機も含めて計画的に整備・更新が進められるよう、都道府県に設置した基金による支援を着実に実施しています。

また、学校のICT環境整備に必要な経費については、本年1月に策定した「令和7年度以降の学校におけるICT環境の整備方針」を踏まえた「学校のICT環境整備3か年計画（2025～2027年度）」に基づき、所要の地方財政措置が講じられています。

初等中等教育段階における生成AIの活用については、昨年末「学校現場における生成AIの利活用に関するガイドライン」を改訂しました。今後は、学校現場における実践事例を創出しつつ、適切な利活用に向け好事例の普及等を行ってまいります。

3 いじめ対策・不登校児童生徒への支援について

いじめは絶対に許されず、ましてやいじめによって子

供たちの命が失われることは決してあってはなりません。文部科学省としては、いじめ防止対策推進法の施行以降、法や国の基本方針等の周知に取り組んできたところです。

各教育現場においても、法に基づく積極的な認知が浸透してきたことにより、いじめの認知件数は、平成25年度の約19万件から、令和5年度には約73万件にまで増加しております。いじめは決して許されませんが、認知件数の増加については、いじめの解消に向けた取組のスタートラインに立っているものとして、肯定的に評価しております。

その一方で、未だに生命や心身等に影響を及ぼす重大な事態が発生していることや、いわゆるネットいじめ等、いじめが多様化する中で、把握すること自体が困難な事案も増加している等の課題もあります。特に、いじめの重大事態件数について、令和5年度は1,306件で過去最多となっております。

こうした状況や、各教育委員会や学校におけるいじめの重大事態への対応において、様々な課題があったこと等を踏まえ、令和6年8月に「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を改訂いたしました。今回の改訂では、いじめの重大事態の発生を未然に防止するため、学校いじめ対策組織が平時から実効的な役割を果たし、学校設置者とも連携した対応を行うために必要な取組等を記載したところです。

各教育現場におかれましては、今回の改訂で示したチェックリストを活用し、ガイドラインの内容を踏まえた、平時からの備え及びいじめ重大事態調査の実施を行うとともに、法や国の基本方針等に基づいた対応をお願いいたします。

次に不登校児童生徒への支援について、令和5年度の小・中学校の不登校児童生徒数は約34万6千人、高等学校の不登校生徒数は約6万9千人といずれも過去最多となっております。

文部科学省においては、令和5年3月に取りまとめた「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策

(COCOLOプラン)」等に基づき、学びの多様化学校(いわゆる不登校特例校)や校内外の教育支援センターの機能強化等、児童生徒一人一人の状況に応じた多様な学びの場を確保するとともに、学校に来られなくてもオンライン等で授業や支援につながるができる環境の整備を進めており、令和7年度予算において校内教育支援センター支援員の配置や、教育支援センターにおけるアウトリーチ支援体制の強化等に必要な経費を計上しております。

また、不登校傾向のある児童生徒に関する支援ニーズを早期発見するため、1人1台端末等を活用して教師が児童生徒の不安や生活リズムの乱れ等に気付くことができる環境整備や、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置充実等による教育相談体制の強化など、個々の不登校児童生徒の状況を適切に把握し、多様な支援の実施を推進しております。

加えて、不登校児童生徒が適切な支援につながるためには、その保護者への支援も重要と考えており、令和6年度補正予算において不登校児童生徒の保護者に対する相談支援や学習会の実施、情報提供の促進に係る取組の経費を計上しております。

引き続き、不登校児童生徒の学びの継続や、相談体制の充実等に向けた取組を進めていくとともに、誰もが安心して学べる魅力ある学校づくりに取り組んでまいります。

4 初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について

我が国の学校教育は、教師の努力と熱意に支えられ、大きな成果を挙げている一方、不登校児童生徒の大幅な増加をはじめ、現状の学校教育の中で主体的に学びに向かうことができていない子供が多いなど、様々な課題も明らかになっています。こうした中、教育課程の実施に伴う負担への指摘にも真摯に向き合いながら、課題を乗り越えて新たな時代に相応しい初等中等教育の在り

方を構築するため、令和6年12月25日に学習指導要領の在り方等について中央教育審議会へ諮問を行いました。

こうした認識の下、諮問では主な審議事項を4つの柱で整理しています。

第1に、「質の高い、深い学びを実現し、分かりやすく使いやすい学習指導要領の在り方」です。知識の概念としての習得や深い意味理解を促すこと等が一層重要になることを踏まえ、授業改善に直結するような学習指導要領とするための方策や、表形式、デジタル技術等を活用した示し方等を挙げています。

第2に、「多様な子供たちを包摂する柔軟な教育課程の在り方」です。子供たちの可能性を引き出す柔軟な教育課程編成の促進の在り方や、一つの教育課程では対応が難しい多様な児童生徒を包摂する方策などを挙げています。

第3に、「各教科等やその目標・内容の在り方」です。情報活用能力の抜本的向上を図る方策や、主体的に社会参画するための教育の改善の在り方などを挙げています。

第4に、「教育課程の実施に伴う負担への指摘に真摯に向き合うことを含む、学習指導要領の趣旨の着実な実現のための方策等」です。学習指導要領や解説、教科書、入学者選抜の影響、教師用指導書も含めた授業づくりの実態等を全体として捉えた上で教育課程の実施に伴う過度な負担が生じにくい在り方、情報技術など変化の激しい分野において最新の教育内容を扱う方策等を挙げています。

今後、十分な御審議を頂いた上で、令和8年度中をめどに答申をいただく見通しです。審議の過程で現在の課題や論点等をお示ししていきながら、審議自体を学習指導要領の浸透のプロセスにしたいと考えています。可能な限り議論の過程を追っていただくと共に、様々な形で積極的に御意見をお寄せいただければ幸いです。

諮問の背景となる課題認識等を含め、詳しくは諮問の本文に示しておりますので、ぜひ本文をお読みいただければ幸いです。

れば幸いです。

(https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/mext_00003.html)



初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について（諮問）

5 高等学校改革の推進

令和4年10月より、中央教育審議会に「高等学校教育の在り方ワーキンググループ」を設置し、少子化が加速する地域における高等学校教育の在り方、全日制・定時制・通信制の望ましい在り方、社会に開かれた教育課程の実現、探究・文理横断・実践的な学びの推進等について議論いただき、今年2月に「高等学校教育の在り方ワーキンググループ審議まとめ」が示されました。審議まとめでは、高等学校教育の質の確保・向上に向けて、「多様性への対応」と「共通性の確保」を併せて進める必要があることを基本的な考え方としつつ、中間まとめの内容に加えて、DXハイスクール事業の更なる推進、専門高校を拠点とした地域人材の育成・地方創生の支援等、通信制高校の質の確保・向上、遠隔授業や通信教育の活用による不登校生徒等の学習機会の確保、教育費の負担軽減などについても提言いただいたところです。

このうち、DXハイスクール事業では、高等学校段階におけるデジタル等成長分野を支える人材育成のため、情報、数学等の教育を重視するカリキュラムを実施するとともに、ICTを活用した探究的・文理横断的・実践的な学びを強化する学校を支援しています。本事業の更なる推進のため、令和6年度補正予算及び令和7年度

予算においては、継続校と新規校に加え、グローバルな視点、特色化・魅力化を図る視点、産業界と連携した最先端の職業人材育成などプロフェッショナルな視点から取り組む学校を重点的に支援するための経費や域内横断的な取組を支援するための経費を計上しています。

文部科学省としては、本審議まとめを踏まえ、引き続き、高等学校教育全体の一層の質の確保・向上など、「生徒を主語にした」高等学校教育の実現に向けた取組を着実に進めてまいります。

6

**学びや生活の基盤をつくる
幼児教育の重要性と
小学校教育との接続について**

幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期です。幼稚園や保育所、認定こども園における幼児教育では、幼児が自発的に遊ぶ中で、主体的に自己を発揮し、充実感や満足感を味わったり、友達と協同して活動する楽しさを味わったりするなど、遊びを通して小学校以降の学びの芽生えを培い、小学校ではその学びの芽生えをさらに伸ばしていくことが重要です。

また、諸外国の研究では、質の高い幼児教育や、継続的な幼保小接続の取組・カリキュラムの一貫性が、子供たちの将来のウェルビーイングや学習成果などの教育的・社会的成功に好影響を与えることなどが分かっています。

幼稚園等と小学校においては、両者が連携の意識をもち、教育実践を見合い、相互の共通理解を図ることが重要であり、幼児期及び幼保小接続期の教育の更なる充実を図ることが必要です。

**(1) 幼保小の架け橋プログラムや
大規模縦断調査の実施**

文部科学省では、令和3年7月に中央教育審議会初等中等教育分科会の下に特別委員会を設置し、令和5年2月、架け橋期（5歳児から小学校1年生の2年間）

の教育の充実等の方策についてまとめた「学びや生活の基盤をつくる幼児教育と小学校教育の接続について」を公表しました。

また、同委員会での議論を踏まえ、令和4年度より3年間にわたり、モデル地域において、幼保小の関係者が協働して架け橋期のカリキュラムの開発・実施等に取り組む「幼保小の架け橋プログラム事業」を実施しました。令和7年度は、本事業で得られた成果等を踏まえ、地方自治体における幼児教育推進体制等を活用し、全国規模で幼保小の架け橋プログラムの更なる促進を支援していきます。

さらに、日本の幼児期及び幼保小接続期の教育が、子供の発達や小学校以降の学習や生活に与える影響について分析し、質の高い幼児期及び幼保小接続期の教育を科学的に明らかにするために、令和6年度から、日本では初めてとなる大規模縦断調査を実施しているところです。

**(2) 今後の幼児教育の教育課程、指導、
評価等の在り方に関する有識者検討会**

令和6年1月より、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（3要領・指針）に基づく教育活動の成果及び課題の把握や今後の幼児教育の教育課程、指導、評価等の在り方に関する検討を一体的に行うために、有識者検討会を開催しました。令和6年10月に、社会と共有したい幼児教育の基本的な考え方、3要領・指針に基づく教育活動の成果と課題等についてとりまとめ、最終報告を公表しました。

また、令和6年12月に、初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について、中央教育審議会に諮問がなされました。今後は同審議会において、幼児教育と小学校教育との円滑な接続の改善や、設置者や施設類型を問わず、幼児教育の質の向上を図る共通の方策について議論がなされる予定です。

各地方自治体においては、幼児教育の重要性を踏ま

えて、幼保小接続の改善に努めていただくようお願いいたします。

(https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/189/toushin/mext_01929.html)



今後の幼児教育の教育課程、指導、評価等の在り方に関する有識者検討会 最終報告：文部科学省

え、令和5年12月には、文部科学省が所管する分野における事業者が適切に対応するために必要な事項を定めた「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」を改正し、その趣旨について関係者に周知を行っております。

令和7年度においても、引き続き、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に過ごすための条件整備と、一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場の整備を両輪として特別支援教育の充実に取り組んでまいります。

7 特別支援教育の振興

文部科学省では、インクルーシブ教育システムの推進に向け、障害のある子供が通常の学級でも学ぶことができるよう、特別支援教育支援員や医療的ケア看護職員の配置に係る財政措置の拡充や、高校段階における通級による指導の加配の充実を行うとともに、義務教育段階の通級による指導を担当する教員の基礎定数化を進めてきました。

また、特に、令和7年度予算においては、「5歳児健康診査」の結果を有効に活用するなどして、発達障害のある幼児児童生徒等に対する就学前からの早期発見・早期支援、円滑な就学や就学後の適切な支援、不登校の未然防止等、切れ目のない支援体制の構築を図るため、モデル構築事業や実践研究等に必要な経費を計上するとともに、障害のある児童生徒の学びの場の連続性を高めるため、特別支援学校と小中高等学校のいずれかを一体的に運営する「インクルーシブな学校運営モデル」の構築に向けた実証的な研究の実施に係る経費を令和6年度に引き続き計上しています。

加えて、令和6年4月に改正「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、全ての学校に対して合理的配慮の提供が義務化されたことを踏ま

8 学校健康教育等の充実について

近年の社会状況等の変化により、児童生徒等の現代的な健康課題は複雑化しています。こうした状況の中でますます重要となる学校保健活動や食育の推進について紹介します。

(1) 学校保健・食育の推進体制支援

児童生徒等が抱える健康課題が複雑化する中で、学校における健康相談や保健指導、食に関する指導等の体制強化を支援するため、令和7年度予算においても、養護教諭や栄養教諭の資格を有する人材等を学校へ派遣する事業を実施することとしています。本事業は、各学校に1人のみ配置されていることの多い養護教諭や、複数校を兼務していることの多い栄養教諭に係る、繁忙期や大規模校等における業務支援や、研修機会確保を図るため、各地域・学校の実情に応じて柔軟に活用いただくことが可能であり、学校の指導体制の充実資するものですので、積極的な活用をお願いします。

(2) 適切な健康診断の実施

学校保健安全法に基づく児童生徒等の健康診断については、令和6年9月に健康診断の実施に当たって留意

すべき事項を周知しているところ、当該内容も踏まえて健康診断の適正かつ効果的な実施に御協力いただきますようお願いいたします。また、健康診断は、一定の時期に集中して行うこと、児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した対応を行うこと、検査・診察の内容や方法について児童生徒等及び保護者の理解を得ること、学校医等の確保が困難な場合があることなど、現在、様々な留意すべき事項や課題があるところ、今後も健康診断が適切に実施されるよう、文部科学省において、健康診断の在り方も含め検討することとしています。

(3) 栄養教諭について

栄養教諭は、学校給食の管理のほか、食に関する指導の中核的な役割を担うとともに、偏食や食物アレルギーなど、食に関する健康課題のある児童生徒等への個別的な指導等も行う、重要な職であると考えています。

栄養教諭による、給食指導や各教科等における食に関する指導の充実を更に図っていく観点から、栄養教諭がこれらに積極的に関わることができるよう体制構築を行うことが重要です。

また、栄養教諭も他の教諭等と同様に、学校の運営管理に関する事項を校務分掌として担当することも期待されます。食に関する業務に限らず、学級副担任等の役割や、各種校内委員会、学校行事、保護者・PTA 対応、部活動指導など、他の教師と同様に校務分掌を担うことができるよう、個々の状況等を踏まえながら適切に校務分掌を定めていただきますよう、お願いします。

9 より良い教科書のために

教科書は、学校における教科の主たる教材として、児童生徒が学習を進める上で重要な役割を果たすものであり、小・中・高等学校、特別支援学校等においては、

文部科学省検定済教科書等を使用しなければならないこととされています。

(1) 教科書検定

教科書検定は、民間の発行者の創意工夫による多様な教科書の発行を期待するとともに、①全国的な教育水準の維持向上、②教育の機会均等の保障、③適正な教育内容の維持、④教育の中立性の確保などの要請に応えるため実施しているものです。

令和7年度には、高等学校（主として中学年）の教科書検定を行うこととしています。

(2) 教科書採択

教科書採択は、主たる教材としての教科書を決定する重要な行為です。文部科学省は、教科書採択の公正性・透明性がしっかりと確保されるよう取り組んでいます。

令和7年度には、高等学校（主として低学年）用教科書の採択が行われる予定です。

(3) 教科書無償給与・教科用特定図書等

文部科学省では、憲法第 26 条に掲げる義務教育無償の精神をより広く実現する施策として教科書無償給与制度を実施するとともに、障害のある児童生徒が検定済教科書等に代えて使用する拡大教科書や、発達障害や日本語に通じない等の理由により通常の検定済教科書の利用に困難を有する児童生徒向けの音声教材など、教科用特定図書等の普及を図っています。

(4) 学習者用デジタル教科書

学習者用デジタル教科書は、紙の教科書に代えて使用することができる教材で、個別最適な学びと協働的な学びの観点から児童生徒の教育の充実を図るため、文部科学省では、小学校5年生から中学校3年生までを対象として「英語」、「算数・数学」を導入するための予算を措置しています。併せてその効果的な活用の在り方等に関する実践事例集を公表するなど、効果的な活用

方法等を発信しておりますので、教育委員会におかれましては、活用の促進をお願いします。



学習者用デジタル教科書について

10 初等中等教育段階における教育費負担軽減

初等中等教育段階の教育費負担軽減については、義務教育段階では公立学校の授業料は無償であり、経済的に困難な家庭に対する学用品費等を支援する就学援助制度を設けるとともに、高等学校段階では、授業料を支援する高等学校等就学支援金と、低所得世帯向けに授業料以外の教育費を支援する高校生等奨学給付金により、特に経済的に困難な家庭に対する支援を推進しています。

義務教育段階における要保護者に対する就学援助については、令和7年度予算において、オンライン学習通信費等の単価引き上げといった充実を図っており、地方単独事業である準要保護者に対する就学援助についても、地方の実情を踏まえつつ同様の取組を進めていただきたいと考えております。

また、高等学校段階については、自由民主党、公明党、日本維新の会の3党の合意において、いわゆる高校の授業料の無償化について、様々な論点について十分な検討を行い、恒久財源を確保したうえで、令和8年度から、収入要件を撤廃し、私立加算額を45.7万円に引き上げるとともに、低中所得層への高校生等奨学給付金を拡充することとして、引き続き3党による協議が進められています。令和7年度予算においては、その先行措置として、高等学校等就学支援金の基準額に相当する金額（上

限11.88万円）について、国公立を問わず所得制限を事実上撤廃するための「高校生等臨時支援」を単年度限りの事業として創設するとともに、高校生等奨学給付金について第1子の給付額を第2子以降と同額まで増額することとしています。

11 夜間中学の設置・充実

夜間中学は、義務教育未修了者のほか、不登校などにより十分に教育を受けられないまま中学校を卒業した方（入学希望既卒者）や、本国又は我が国において義務教育を修了できなかった外国籍の方などに、義務教育を受ける機会を実質的に保障するための様々な役割が期待されています。本年4月に新たに9校が開校するなど、夜間中学の設置は着実に進められています。

文部科学省では、平成28年12月に成立した「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」や、令和5年6月に閣議決定した「教育振興基本計画」等を踏まえ、全ての都道府県・指定都市に少なくとも一つの夜間中学が設置されることを目指し、設置・充実に取り組んでいます。

令和4年5月に、令和2年国勢調査（就業状態等基本集計）の結果が公表され、令和2年10月時点において、未就学者は約9万4千人、最終卒業学校が小学校の者は約80万4千人ということが明らかになりました。夜間中学は、今後ますます重要な役割を果たすものとして、期待が高まってくると考えています。

各自治体においては、当事者である潜在的な入学希望者のほか、その家族や友人、対象となり得る方々をサポートしている福祉関係者や外国人支援者等にも夜間中学の存在を周知して多様なニーズを把握し、夜間中学の新規設置や既存の夜間中学での受入れ拡充を進めることが求められます。



夜間中学の設置促進・充実
について

ておりますので、ご参照ください。

また、令和7年3月に、「令和の日本型学校教育」を推進する学校の適正規模・適正配置の在り方について調査研究を行う協力者会議を立ち上げました。ICTの効果的な活用や、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けて、議論を深めてまいります。

12

公立小・中学校の
適正規模・適正配置等

少子化の更なる進展により、学校の小規模化や、児童生徒が集団の中で切磋琢磨しながら学んだり、社会性を高めたりすることが難しくなることなどが懸念されています。新しい時代に対応した教育が求められる中で、公立小・中学校の設置者である市町村においては、それぞれの実情に応じた今後の学校教育の在り方を主体的に検討し、教育条件の改善の観点から課題の解消を図っていく必要があります。

①学校統合により魅力ある学校づくりを行い、地域の活性化を図る場合や、②小規模校として存続するとともに、地域コミュニティの核としての学校の機能を重視する観点から、地域の創意工夫を生かして小規模校のメリットの最大化やデメリットの最小化を図る場合などの複数の選択があると考えられ、学校の設置者である市町村のいずれの選択も尊重されるべきものと考えています。

また、広域の教育行政を担う各都道府県においても、域内全体の学校教育の充実発展に責任を持つ立場から、市町村のニーズや実情を踏まえ、適切な指導・助言・援助を行うことが期待されるところです。

文部科学省では、市町村の検討の参考となるよう、基本的な方向性や考慮すべき要素、留意点等を取りまとめた「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を作成するとともに、教育委員会担当者等を対象とした「学校魅力化フォーラム」を開催し、各地の優れた取組事例や近年の政策動向等の共有を図つ



令和6年度「学校魅力化
フォーラム」について



「令和の日本型学校教育」を推進する学校の適正規模・適正配置の在り方に関する調査研究協力者会議について